

# 規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放WG ヒアリング調査票

(所管省庁名:財務省)

【事務・事業名】

1. 根拠法令	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第10条第1号 (基金事業については、同条第2号)
2. 実施主体	(独)日本万国博覧会記念機構
3. 従事者数	31名 (なお、基金事業については、4名) (H18.4.1現在)
4. 予算額	平成18年度予算3,926百万円(なお、基金事業については、322百万円)
5. 事務・事業の内容	日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。 (なお、基金事業については、日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に対して助成金を交付すること)
6. 民間開放の状況	公園の整備・運営に関して機構が実施している業務は、企画業務、発注業務および契約業務などに限定しており、民間委託に積極的に取り組んでいる。(なお、基金事業については、全て機構が行っているところである)
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	別紙1参照
8. 更なる民間開放についての見解	別紙2参照
9. 個別の質問項目	<p>万博公園の施設は民間において十分に運営が可能と考えられるため、これらを民間に売却し、民間の手により運営することが効率的であり、また国有資産運用の効率化につながると考えるが見解について示されたい 別紙3参照</p> <p>基金運用益・財務収益が大きいとその内容について詳細を示されたい 別紙4参照</p> <p>基金助成金の具体的な助成内容・金額について詳細に示されたい 別紙5参照</p> <p>国・大阪府出資金の内容について詳細に示されたい 別紙6参照</p>

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。